

株 主 各 位

群馬県藤岡市大字東田1091番地1
株式会社免疫生物研究所
代表取締役社長 清 藤 勉

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前11時
2. 場 所 群馬県高崎市問屋町2-7
ビエント高崎 602号室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第39期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎招集通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ibl-japan.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

第39期定時株主総会における新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、株主の皆様への安全確保及び感染拡大防止のため、株主の皆様には次のとおり、お願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の必要性に鑑み、株主の皆様におかれましては、ご自身の健康の状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。この場合、株主の皆様におかれましては、事前に書面（郵送）により議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

本株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、マスク着用などの感染防止にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。当日会場におきまして、株主の皆様のためのアルコール消毒液を用意いたしますので、感染拡大防止のため、手指を消毒いただきたくお願い申し上げます。なお、マスクをご着用いただいている場合には、ご入場をお断りする場合がございます。また、当日、発熱、咳などの症状があった場合や、その他新型コロナウイルス感染症に罹患していることが疑われる場合には、感染症拡大防止のため、株主様のご入場をお断りする場合がございます。そのため、ご自身の体調をご確認のうえ、体調不良の場合には、ご来場をお控えいただきたく、お願い申し上げます。

株主総会招集ご通知の発送以降、株主総会当日までの状況の変化や政府の発表により、本株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合がございます。この場合には、適宜当社ウェブサイト（<https://www.ibl-japan.co.jp>）にてお知らせいたしますので、株主の皆様におかれましては、随時ご確認賜りますようお願い申し上げます。

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大により社会経済に大きな影響を及ぼす中、欧米が先行し日本国内でもワクチン接種が開始され、社会経済の回復の加速が見込まれておりました。しかしながら、変異ウイルス拡大により感染再拡大に拍車をかけ予断を許さない状況にあります。また当社グループが属する医薬品業界は、国内においては継続的な医療費抑制策の推進などの影響を受け、一層厳しい環境下で推移しました。

こうした状況のもと、当社グループの業績につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも当社グループ独自の技術を活用した製品群が販売を伸ばし、すべての事業において、前年の業績を上回ることが出来ました。その結果、連結売上高は、602,749千円（前年同期比4.5%増）となりました。営業利益につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえ、国内外の出張を抑制したことによる営業諸経費が減少したことや遺伝子組換えカイコ事業における抗体の製造方法の変更（2020年8月6日公表「抗HIV抗体の製造方法の変更および資金使途変更に関するお知らせ」参照）に伴い研究開発費が減少したこと等により販売費及び一般管理費が減少いたしました。その結果、営業損失は240,984千円（前年同期は595,359千円の営業損失）となりました。また営業外損益につきましては、持分法による投資損失90,944千円を計上した一方、為替差益4,849千円を計上したことにより、経常損失は310,511千円（前年同期は678,762千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は318,827千円（前年同期は668,125千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

このような状況の下、当社グループのセグメント別での業績は、次のとおりとなりました。

① 診断・試薬事業

研究用試薬関連の売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、当社が保有する主力のEIAキット・抗体によるCRO向けの大型プロジェクトが減少し、大幅に前年を下回りました。一方、試薬受託サービスの売上高は、特定の大学や製薬企業等からの受託需要が増加し、大幅に前年を上回りました。

また、医薬用関連の売上高は、主力である動物用体外診断用医薬品の牛海綿状脳症測定キット（BSEキット）の販売が順調に推移し、前年を大幅に上回ることが出来ました。

以上により、診断・試薬事業の売上高は、主力のEIAキット・抗体の売上が前年より減少したものの受託サービスや医薬用関連の売上が前年を上回った事により、前年に比べ増加しております。なお、四半期ごとに売上高は増加しており、売上改善の兆しが見られました。

営業利益につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、営業部門の諸経費が減少したこともあり前年に比べ改善することが出来ました。

その結果、当セグメントの売上高は494,099千円（前年同期比4.9%増）、営業利益は23,434千円（前年同期は124,457千円の営業損失）となりました。

② 遺伝子組換えカイコ事業

当事業においては、各種抗体や受託等の売上高が前年同期に比べ増加しております。一方、研究開発においては、今まで蓄積したデータや経験を基に、遺伝子組換えカイコによるタンパク質の生産コストを1/10程度に低減する基礎研究を行っております。また、抗HIV抗体原薬製造で培ったGMP製造体制を有効に活用する手段を模索し、今後も開発型ベンチャー企業として新しい医薬品シーズの研究開発を継続して実施してまいります。なお、研究開発費は、抗HIV抗体の製造方法の変更により、前年に比べ減少しております。

その結果、当セグメントの売上高は29,797千円（前年同期比18.0%増）、営業損失は234,514千円（前年同期は391,891千円の営業損失）となりました。

③ 検査事業

当事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響が比較的大きく出ており、主力事業である血中リポタンパク質プロファイリングサービス「LipoSEARCH」において取引先での活動が停滞しております。また、国内製薬メーカーにおける脂質異常症治療薬の開発は減少しており、これまでのような大型案件の受注が期待しにくい状況となっております。一方、食品関連企業やCROにおいては当サービスの需要が見込まれるため、当該分野への営業活動に力を入れている状況であります。なお、動物向けサービス「LipoTEST」は、堅調な売上を計上できており、オンラインセミナー等の開催により継続して取引拡大を目指しております。また、某大学の人間ドック健康診断において、「コレステロール精密測定」というサービスを新たに開始しております。現在はまだ極めて規模は小さいですが、このような自由診療領域、及びペット領域に、徐々にすそ野を広げていくことを目指しております。

その他、「LipoSEARCH」の元になっている「ゲルろ過-HPLC法」という測定方法に関して、その競合方法であるNMR法との比較論文が、2021年2月に出版されました。この論文では、ゲルろ過-HPLC法による粒子数解析が、NMR法より正確に薬剤の脂質改善効果を反映したと結論づけています。現在、欧米ではNMR法が主流となっておりますが、本論文によって「LipoSEARCH」が改めて注目を浴び、海外導出を促進させるきっかけの一助になることを期待しています。

その結果、当セグメントの売上高は81,462千円（前年同期比13.7%増）、営業損失は17,043千円（前年同期は26,227千円の営業損失）となりました。

④ 化粧品関連事業

当事業においては、「ネオシルク[®]-ヒト型コラーゲンI」配合化粧品「フレヴァン」シリーズにつきまして、通信販売を含む国内の売上高は前年同期と比較し増加しました。また、欧州向けの販売は、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響等により前年並みとなりました。なお、中国向けの商標問題につきましては、解決しております。

その結果、当セグメントの売上高は14,146千円（前年同期比9.9%増）、営業損失は、13,820千円（前年同期は53,741千円の営業損失）となりました。

当期の剰余金の配当につきましては、業績の向上に努めてまいりましたが、当期の業績を勘案いたしまして、無配とさせていただきますと存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ございませんが、何卒事情をご理解いただき、ご了承賜りますようお願い申し上げます。引き続き業績回復にグループ全社を挙げて対処し、早期に配当を行うべく、鋭意努力してまいります。

セグメント別売上高

区 分	前期		当期		前期比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
診 断 ・ 試 薬 事 業	千円 471,203	% 81.7	千円 494,099	% 82.0	千円 22,896	% 4.9
遺伝子組換えカイコ事業	25,245	4.4	29,797	4.9	4,552	18.0
検 査 事 業	71,636	12.4	81,462	13.5	9,825	13.7
化粧品関連事業	12,873	2.2	14,146	2.4	1,273	9.9
セグメント間取引調整	△4,266	△0.7	△16,757	△2.8	△12,490	—
合 計	576,692	100.0	602,749	100.0	26,057	4.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における有形固定資産の設備投資の総額は13,460千円であり、その内容は、次のとおりであります。

藤岡研究所 事業用敷地(診断・試薬事業、遺伝子組換えカイコ事業、検査事業)

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年2月16日に韓国ABCONTEK社と合弁会社の株式会社AI Bioを設立し、持分法適用関連会社といたしました。なお、同社への議決権所有割合は49%であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第36期	第37期	第38期	第39期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	758,286	781,215	576,692	602,749
経 常 利 益 (千円)	△49,013	△155,747	△678,762	△310,511
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	△52,637	△167,319	△668,125	△318,827
1株当たり当期純利益 (円)	△7.01	△19.82	△76.00	△34.23
総 資 産 (千円)	3,295,015	2,988,314	2,372,989	1,838,038
純 資 産 (千円)	2,017,777	2,145,763	1,948,457	1,629,282
1株当たり純資産額 (円)	241.64	245.47	208.97	174.70

(注) △印は、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び1株当たり当期純損失を示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
株式会社スカイライト・バイオテック	58,777千円	100.00%	最先端の脂質代謝解析技術による、生活習慣病領域の研究・創薬支援と、予防医療支援サービスの提供
株式会社ネオシルク化粧品	50,000千円	100.00%	ヒト型コラーゲン含有化粧品の販売

(7) 対処すべき課題

① 研究開発の重点投資

当社グループは、治療用医薬品及び診断用医薬品のさらなるパイプラインの充実が、事業の安定化のためには必要となります。そのため、資源投入の集中と研究開発の効率化を図り、また、現行の共同研究先である大学などに加え、優秀な人材を採用し、研究開発のスピードアップを図ってまいります。さらに、海外企業が保有する有用なシーズの発掘も積極的に行ってまいります。

② 体外診断用医薬品への取り組み

診断・試薬事業の領域は、非常に流動的であり、競争が激しいグローバル社会において、安定した収益を生み出すことが困難な領域となっております。安定した収益を生み出すためには、体外診断用医薬品の領域の製品化が必要であると認識し、体外診断用医薬品の研究開発に注力してまいります。

③ 遺伝子組換えカイコ事業への取り組み

カイコの繭中に目的タンパク質を生産する技術は、現在の生産方法に比較して製造コストを低減させることが可能です。短期的には、研究用試薬・体外診断用医薬品にて使用する抗体をはじめとした目的タンパク質の置換えや化粧品原料等への具体的な産業利用の推進を目指してまいります。医薬品原料として、遺伝子組換えカイコの繭からフィブリノゲンや抗HIV抗体を生産し研究開発を行ってきた中で、いずれも生産コストの問題により開発を断念することになりました。当社の今後の課題として、生産コストの問題を解決することが、遺伝子組換えカイコ事業最大の挑戦と捉え、ひとつの繭から獲得できる抗体や目的タンパク質の生産コストを1/10程度に低減するための基礎研究に集中してまいります。

④ 化粧品関連事業における中国向け販売の取り組み

中国市場においては、中国における商標登録問題が解決し、既存代理店ルートでの販売再開及び新規販売ルートによる販路拡大を進めております。

また、欧州市場においては、欧州現地代理人が販売活動を行っており、通信販売会社「Poly Neo GmbH」を設立し、売上高の増加を目指しております。

なお、国内市場におきましては、遺伝子組換えカイコ事業が開発した、化粧品原料「ネオシルク®-ヒト型コラーゲンⅢ」を使用した高級化粧品の開発に取り組み、幅広いユーザーに提供できる製品を開発してまいります。

⑤ 人材の確保及び教育

当社グループは、各事業に精通した研究員及びプロジェクトを推進できる人材の確保が必要不可欠と考えており、研究開発の効率を上げるため、ハード面とソフト面の両面から研究開発に適した環境作りを行い、企業価値の最大化を目指してまいります。

研究開発型企業である当社グループにおいては、自由な発想が生み出される柔軟な組織がふさわしいと考えております。組織が硬直化し、研究開発活動が滞ることがないように、常に問題意識をもって物事に対処する集団として組織を維持運営いたします。

⑥ 財務安定性の確保

当社グループは、研究開発型企業として、積極的かつ継続的に研究開発に投資していく方針であります。投資の源泉は事業からの収益をもって行われることが望ましいと考えておりますが、研究開発テーマにより多額の先行投資が見込まれる場合には、株式の発行等により資金を調達してまいります。当社グループは、引き続き、収益確保のため、現製品の見直しや間接部門コストの削減に努めてまいります。また、研究テーマの選択を行い、経営資源を集中して効率的な経営を行うことが重要であると認識しております。

(8) 主要な事業内容

事業部門	主な内容
診断・試薬事業	抗体関連試薬販売、その他の試薬販売、試薬関連受託サービス、医薬シーズライセンス、体外診断用医薬品販売
遺伝子組換えカイコ事業	遺伝子組換えカイコ関連製品販売
検査事業	最先端の脂質代謝解析技術による、生活習慣病領域の研究・創薬支援と、予防医療支援サービスの提供
化粧品関連事業	ヒト型コラーゲン含有化粧品販売

(9) 主要な事業所等

① 当社

本社・研究所 群馬県藤岡市中字東田1091番地1
 前橋研究所 群馬県前橋市
 三笠研究所 北海道三笠市

② 子会社

株式会社スカイライト・バイオテック 秋田県秋田市(本社・解析センター)、群馬県藤岡市(藤岡サービスセンター)
 株式会社ネオシルク化粧品 群馬県藤岡市(本社)、群馬県高崎市(アンテナショップ)

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
65名	一名

(注) 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役及び臨時従業員13名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58名	2名増	43.0歳	12.9年

(注) 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役及び臨時従業員10名は含んでおりません。

(1) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社秋田銀行	40,000千円
株式会社東和銀行	30,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,314,590株 (自己株式1,130株を含む。)
- (3) 株主数 10,004名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
清藤勉	1,123,700株	12.07%
株式会社トランスジェニック	205,000	2.20
岩井化学薬品株式会社	200,000	2.15
BARATI RAHIM	200,000	2.15
株式会社SBI証券	176,600	1.90
楽天証券株式会社	164,400	1.77
中沢和美	104,100	1.12
株式会社東和銀行	100,000	1.07
根岸徹	88,000	0.94
松井証券株式会社	87,000	0.93

(注) 持株比率は、自己株式(1,130株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 (2021年3月31日現在)

＜第3回新株予約権＞

決議年月日	2016年12月1日
発行新株予約権数	57個
発行価額	新株予約権1個当たり38,000円(総額2,166,000円)
目的となる株式の種類及び数	当社普通株式570,000株(新株予約権1個につき10,000株)
行使価額	798円
割当先	ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清 藤 勉	株式会社スカイライト・バイオテック 代表取締役会長 株式会社トランスジェニック 社外取締役 株式会社AI Bio 代表取締役社長
取 締 役	前 田 雅 弘	臨床検査事業部長兼グループ製品渉外担当 株式会社スカイライト・バイオテック 取締役社長
取 締 役	中 川 正 人	事業グループ管理本部長兼診断・試薬事業本部長 株式会社スカイライト・バイオテック 監査役 株式会社CURED 社外取締役
取 締 役	小野寺 昭 子	人事総務部長兼内部監査室長 株式会社ネオシルク化粧品 代表取締役社長
取 締 役	富 田 正 浩	遺伝子組換えカイコ事業部長
取 締 役	福 永 健 司	株式会社トランスジェニック 代表取締役社長 株式会社ジェネティックラボ 代表取締役社長 株式会社新薬リサーチセンター 代表取締役社長 株式会社TGビジネスサービス 代表取締役社長 株式会社社安評センター 代表取締役社長
取 締 役	小 嶋 一 慶	ゆうあい綜合法律事務所
常 勤 監 査 役	岡 住 貞 宏	井上・岡住司法書士行政書士事務所 共同代表
監 査 役	田 山 毅	日水製薬株式会社 社外監査役 田山公認会計士事務所 所長
監 査 役	山 本 禎 良	山本禎良公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役福永健司及び小嶋一慶の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役岡住貞宏、田山毅及び山本禎良の各氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役田山毅氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 4. 監査役田山毅氏及び監査役山本禎良氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

取締役、監査役（子会社を含む）

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役報酬は、基本報酬のみにより構成されており、当社の目標達成にむけた役割及び職責等を踏まえた適正な水準にすることを基本方針とすることについて、取締役会で決定しております。

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、各役員の前職、職責、業績等を総合的に勘案し、決定するものとしております。

個人別の基本報酬額については、定時株主総会での役員選任決議を受け、その後の取締役会にて役員報酬について協議の上、最終決定については、代表取締役社長へ一任しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由については、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の前職に関する株主総会の決議年月日は2005年6月24日であり、決議内容は、取締役の報酬総額を200,000千円以内とすること及び監査役の報酬総額を30,000千円以内となっております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月26日開催の取締役会にて代表取締役社長清藤勉に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役及び監査役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役及び監査役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	29,604 (3,000)	29,604 (3,000)	—	—	7 (2)
監査役 (うち社外 監査役)	7,920 (7,920)	7,920 (7,920)	—	—	3 (3)

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与を含む。)を3名に23,141千円を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役の福永健司氏は株式会社トランスジェニック、株式会社ジェネティックラボ、株式会社新薬リサーチセンター、株式会社T Gビジネスサービス及び株式会社安評センターの代表取締役社長であります。株式会社トランスジェニックと当社は資本業務提携を行っております。なお、取引関係はありますが、百万円未満であります。また、当社と株式会社ジェネティックラボの間にも取引関係がありますが、百万円未満であります。株式会社新薬リサーチセンター、株式会社T Gビジネスサービス及び株式会社安評センターの間には取引関係はありません。

社外取締役の小嶋一慶氏はゆうあい総合法律事務所を兼務しております。なお、当社は法律相談業務を同事務所に依頼しており取引関係がありますが、取引金額は二百万円未満であり、重要な取引関係ではありません。

社外監査役の岡住貞宏氏は井上・岡住司法書士行政書士事務所の共同代表を兼務しております。なお、当社は商業登記等司法書士業務を同事務所に依頼しており取引関係がありますが、取引金額は百万円未満であり重要な取引関係ではありません。

社外監査役の田山毅氏は田山公認会計士事務所所長及び日水製薬株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と田山公認会計士事務所、日水製薬株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役の山本禎良氏は山本禎良公認会計士事務所の所長を兼務しております。なお、当社と同事務所の間には取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	福 永 健 司	当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、主に経営面での発言を行っております。
	小 嶋 一 慶	当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、主に法律面の経験・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	岡 住 貞 宏	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、経営面及び法律面の経験・見地から、適宜発言を行っております。
	田 山 毅	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
	山 本 禎 良	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

・福永健司氏

経営的な目線から経営計画の策定等に関し取締役会等において発言をいただくとともに計画の進捗状況等につき監督していただきました。

・小嶋一慶氏

他社とのM&Aや提携、さらに労務管理における留意点及び戦略等について、法令視点の见解を踏まえた積極的な助言・監督を行っていただいたことで、取締役会の実効性向上に貢献していただきました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 監査役会は、過年度の監査実績及び会計監査人の職務遂行状況を分析・評価するとともに、当事業年度の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断、同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金25,000千円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社都合の場合のほか、当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ、改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月開催される取締役会には、原則として全ての役員が出席するものとし、各取締役は職務の執行状況について報告し、出席監査役は各取締役の業務執行状況を監督する。また、監査役による日常の業務監査によって、取締役の職務の執行が法令及び定款に反していないか監視する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び文書については、文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制とする。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行うものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査責任者である内部監査室長をリスク管理責任者とし、部署横断的なリスク管理体制を構築する。内部監査の結果、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちにトップマネジメント、担当部署及び監査役に通報される体制とする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、経営理念及び経営基本方針に基づき毎年策

定される年度事業予算及び中期経営計画に従い、各業務執行ラインにおいて目標達成のための活動を行うものとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、業績報告を通じて定期的に検証を行う。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程において定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。

日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行するものとする。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全使用人に法令及び定款の遵守を徹底させるため、代表取締役社長をコンプライアンス委員長とし、内部通報制度を構築する。万一コンプライアンスに疑義のある行為が発生した場合には、その内容及び対処案がコンプライアンス担当役員を通じてトップマネジメント、取締役会及び監査役に報告される体制を構築する。また、各担当取締役はそれぞれの部署において適切な研修体制を構築し、内部通報窓口のさらなる周知徹底を図るものとする。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と子会社の関係については、各子会社の独立性等を維持しつつ、子会社から当社への定期的な報告や、重要案件においては事前に協議を行うものとする。また、当社内部監査部門や監査役による監査を適宜行うことにより、業務執行の適正の確保に努めるものとする。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査を担当する内部監査室を監査役の職務を補助すべき部署とし、監査役の求めに応じて内部監査スタッフがその任に当たる。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等については、事前に監査役会の同意を得るものとする。また、当該使用人の人事評価に際しては、監査役の意見を聴取するものとする。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。なお、当該報告及び情報提供の主なものは、次のとおりとする。

- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ・ 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ・ 内部監査部門の活動状況
- ・ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容

- ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・ 稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役、内部監査人及び監査法人の三者による意見交換会を定期的で開催するものとする。また、監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を聴取する機会を与えられるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 取締役の職務の執行について

- ・ 当社は、2020年6月26日に開催された取締役会において、代表取締役、取締役社長を選定しております。
- ・ 当社は当期12回定時取締役会を実施し、取締役の職務の執行状況の報告を行っております。また、監査役は取締役会に出席し業務執行状況の監督を行いました。
- ・ 取締役会議事録及び関係書類等取締役の職務の執行に係る各種書類については、法令、社内規程等に従い適切に保管しております。
- ・ 取締役会において中期計画、年度計画に沿って事業が執行されているか報告、討議が行われ、検証が行われました。

② リスクマネジメントに対する取り組み

- ・ 内部通報制度を施行しており、従業員が直接コンプライアンス担当役員を通じてトップマネジメント、取締役会及び監査役に報告される体制を構築しました。また、通報した従業員には不利益な取扱いが行われないようにしております。
- ・ 内部監査を行い、損失の危機のある業務執行がないか監視を行っております。

③ 使用人の職務の執行について

- ・ 従業員が遵守すべき社内規範や社内規程等は社内イントラネットへ掲載する等の方法により全従業員に周知を図っております。
- ・ 内部監査を行い、従業員が社内規程等に従って業務を遂行しているか、逐次確認しました。
- ・ 内部統制については、業務プロセスが妥当であるか業務実施者より資料収集、分析し、内部統制システムが有効に機能していることを確認、適宜見直しを行うことにより質の向上を図っております。

④ 監査役の職務の執行について

- ・ 監査役会は会計監査人と決算レビュー等を行い、年間の監査計画や監査が実効的に行われたことを確認しております。
- ・ 当社は監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助する2名のスタッフを置き、当該スタッフの人事、評価に関しては監査役の意見を尊重する等、取締役からの独立性を確保しております。
- ・ 監査役は取締役会等社内の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から必要な報告を受けております。また、稟議書等の重要な書類の閲覧により、十分な情報を得られるよう体制を整備しました。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,124,969	流 動 負 債	145,008
現金及び預金	604,187	支払手形及び買掛金	7,248
受取手形及び売掛金	198,942	一年内返済予定長期借入金	11,000
商品及び製品	40,477	未払法人税等	20,670
仕掛品	132,713	賞与引当金	16,580
原材料及び貯蔵品	137,779	その他	89,508
その他	10,869	固 定 負 債	63,748
		長期借入金	59,000
固 定 資 産	713,069	退職給付に係る負債	4,748
有 形 固 定 資 産	127,122	負 債 合 計	208,756
土地	127,122	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	585,946	科 目	金 額
投資有価証券	514,080	株 主 資 本	1,627,116
その他	71,865	資本金	3,029,041
		資本剰余金	2,061,421
		利益剰余金	△3,461,357
		自己株式	△1,990
		新株予約権	2,166
		純 資 産 合 計	1,629,282
資 産 合 計	1,838,038	負債及び純資産合計	1,838,038

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	602,749
売上原価	255,894
売上総利益	346,855
販売費及び一般管理費	587,840
営業損失	240,984
営業外収益	
受取利息	151
為替差益	4,849
補助金収入	3,303
助成金収入	10,794
保険解約戻金	1,146
その他	1,922
営業外費用	
支払利息	749
持分法による投資損失	90,944
その他	2
経常損失	310,511
特別損失	
減損損失	118
税金等調整前当期純損失	310,630
法人税、住民税及び事業税	8,197
当期純損失	318,827
親会社株主に帰属する当期純損失	318,827

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式
当 期 首 残 高	3,029,041	2,061,421	△3,142,182	△1,990
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△318,827	
持分法の適用範囲の変動			△347	
当 期 変 動 額 合 計			△319,174	
当 期 末 残 高	3,029,041	2,061,421	△3,461,357	△1,990

残高及び変動事由	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当 期 首 残 高	1,946,291	2,166	1,948,457
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	△318,827		△318,827
持分法の適用範囲の変動	△347		△347
当 期 変 動 額 合 計	△319,174		△319,174
当 期 末 残 高	1,627,116	2,166	1,629,282

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数及び連結子会社の名称等
連結子会社の数 2社
連結子会社の名称
株式会社スカイライト・バイオテック、株式会社ネオシルク化粧品
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の名称等
 - ① 非連結子会社
該当事項はありません。
 - ② 関連会社
株式会社CURED
株式会社A I B i o
株式会社A I B i oは、当連結会計年度において韓国Abcontek, Inc. 社と共同で設立したため持分法の適用範囲に含めております。
 - (2) 持分法を適用しない関連会社の名称等
該当事項はありません。
3. 連結子会社の決算日に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - ・関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ・その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② たな卸資産
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
長期前払費用
均等償却によっております。
なお償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社グループは従業員数300人未満の小規模会社であるため簡便法を採用しております。

退職給付債務の計算方法は、退職金規程に基づく従業員個別の要支給額と中小企業退職金共済制度からの期末時点における支給見込額に不足がある場合にその差額を引当金に計上する方法をとっております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、その見積り期間に応じて均等償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

・投資有価証券に含まれるのれんの評価

1. 当連結会計年度計上額

科目名	金額
投資有価証券	480,243千円

2. 算定方法

持分法適用会社に対する投資の帳簿価額に含まれているのれんの評価は、持分法適用会社の営業活動から生じる損益またはキャッシュ・フローが当期及び前期においてマイナスであることにより減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

なお、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、当該持分法適用会社の情報を基に当社の作成した事業計画に基づいて行っております。

3. 主な仮定

のれんの評価における重要な仮定は、事業計画の基礎となる契約一時金等の收受見込及び研究開発費の使用見込であります。

4. 翌年度の連結計算書類に与える影響

持分法適用会社に対する投資の帳簿価額に含まれているのれんは、将来キャッシュ・フローの減少により持分法による投資損失が発生することとなります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

1,409,371千円

(連結損益計算書に関する注記)

当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途及び地域	種類	減損損失
診断・試薬事業	土地	118千円
遺伝子組換えカイコ事業	土地	0千円
検査事業	土地	0千円

当社グループは、事業用資産においてはセグメント及び全社の区分を基準にグルーピングを行っております。

その結果、当連結会計年度において時価及び収益性の近い将来における回復が見込めないと判断した資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 9,314,590株
2. 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 570,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等を利用し、資金調達については銀行借入及び増資等による方針です。またデリバティブ取引は現在行っておらず、また投機的な取引は行わない方針です。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外の取引先に対する外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、当社グループ業務に関連のあるベンチャー企業の株式等であり、株式は上場株式ではないため価格変動リスクはないものの、純資産額の低下による評価損計上のリスクに晒されております。
営業債務である買掛金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の仕入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。
借入金は、短期借入金及び長期借入金で、運転資金及び事業拡大に伴う投資資金の増加への対応に係る資金調達であります。支払金利は固定金利であり、金利の変動リスクには晒されておられません。
デリバティブ取引については、現在行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権については、当社の販売管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期ごとに把握する体制としており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、現在行っておりませんが、行う場合は取締役会での決議によるものとしております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、外貨建ての債権債務の金額が大きくないため、デリバティブを使用したリスクヘッジを行っておりませんが、原則として債務については債務の発生翌月に支払を行うことによりリスクを最小限に抑えるよう努めております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を確認し、帳簿価額との差額の把握に努めており、継続保有について見直しを行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告等や入金状況に基づき、適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の維持に努めることで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	604,187	604,187	—
(2) 受取手形及び売掛金	198,942	198,942	—
資産計	803,129	803,129	—
(1) 支払手形及び買掛金	7,248	7,248	—
(2) 短期借入金(※)	20,000	20,000	—
(3) 長期借入金(一年内返済予定分含む)	70,000	69,841	△158
負債計	97,248	97,090	△158

※ 短期借入金は、連結貸借対照表では流動負債の「その他」に含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額
(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	514,080

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預 金	603,541	—	—	—
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	198,942	—	—	—
合 計	802,483	—	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金(一年内返済予定分含む)	11,000	6,000	4,881	2,508	3,175	42,436
合 計	11,000	6,000	4,881	2,508	3,175	42,436

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 174円70銭
- 1株当たり当期純損失 34円23銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	983,635	流 動 負 債	114,122
現金及び預金	534,757	買掛金	10,196
受取手形	29,868	一年内返済予定長期借入金	5,000
売掛金	155,722	未払金	33,393
商品	108	前受金	12,613
製品	24,041	未払法人税等	19,923
原材料	72,688	未払消費税等	11,605
仕掛品	132,713	預り金	5,110
貯蔵品	24,974	賞与引当金	16,280
その他	8,762	固 定 負 債	3,585
		退職給付引当金	3,585
固 定 資 産	979,266		
有 形 固 定 資 産	127,122	負 債 合 計	117,708
土地	127,122		
投 資 そ の 他 の 資 産	852,143	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
投資有価証券	24,384	株 主 資 本	1,843,027
関係会社株式	751,043	資 本 金	3,029,041
長期貸付金	90,000	資 本 剰 余 金	2,061,421
長期前払費用	648	資 本 準 備 金	2,061,421
保険積立金	50,926	利 益 剰 余 金	△3,245,446
その他	18,703	その他利益剰余金	△3,245,446
貸倒引当金	△83,562	繰越利益剰余金	△3,245,446
		自 己 株 式	△1,990
		新 株 予 約 権	2,166
		純 資 産 合 計	1,845,193
資 産 合 計	1,962,901	負債及び純資産合計	1,962,901

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		531,820
売 上 原 価		236,789
売 上 総 利 益		295,031
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		511,922
営 業 損 失		216,890
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	902	
為 替 差 益	4,825	
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	652	
助 成 金 収 入	10,000	
業 務 受 託 手 数 料	960	
そ の 他	3,424	20,764
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	549	
そ の 他	0	549
経 常 損 失		196,675
特 別 損 失		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	14,863	
減 損 損 失	118	14,981
税 引 前 当 期 純 損 失		211,657
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,450	7,450
当 期 純 損 失		219,107

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	3,029,041	2,061,421	2,061,421	△3,026,338	△3,026,338
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失				△219,107	△219,107
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計				△219,107	△219,107
当 期 末 残 高	3,029,041	2,061,421	2,061,421	△3,245,446	△3,245,446

残高及び変動事由	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△1,990	2,062,134	2,166	2,064,300
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失		△219,107		△219,107
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計		△219,107		△219,107
当 期 末 残 高	△1,990	1,843,027	2,166	1,845,193

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
長期前払費用
均等償却によっております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員数300人未満の小規模会社であるため簡便法を採用しております。
退職給付債務の計算方法は、退職金規程に基づく従業員個別の要支給額と中小企業退職金共済制度からの期末時点における支給見込額に不足がある場合にその差額を引当金に計上する方法をとっております。
6. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

・ 関係会社株式の評価

1. 当事業年度計上額

科目名	金額
関係会社株式	678,200千円

2. 関係会社株式に関する評価

関係会社株式は、実質価額が取得価額に比べ著しく低下した場合、実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、相当の減額をしないことも認められております。減損損失の認識の判定において、事業計画から実質価額の回復見込額を算定し、帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。

実質価額の回復見込額の算定は、当該関係会社の情報を基に当社の作成した事業計画に基づいて行っております。

3. 主要な仮定

実質価額が著しく低下している時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式の回復可能性の判断における重要な仮定は、事業計画の基礎となる契約一時金等の收受見込及び研究開発費の使用見込であります。

4. 翌年度の計算書類に与える影響

当該関係会社株式は、実質価格の回復可能性がなくなることにより、関係会社株式評価損が発生することとなります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,334,277千円
2. 関係会社に対する金銭債権	94,220千円
3. 関係会社に対する金銭債務	2,997千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	19,138千円
営業取引以外の取引	1,710千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	1,130株
------	--------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金損金算入限度超過額	4,958千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,092千円
減価償却超過額	87,839千円
減損損失	178,507千円
研究開発費	168,938千円
投資有価証券評価損	107,222千円
たな卸資産評価損	13,185千円
繰越欠損金	463,443千円
貸倒引当金繰入超過額	25,452千円
その他	4,728千円
繰延税金資産小計	1,055,368千円
評価性引当額	1,055,368千円
繰延税金資産合計	一千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	住所	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係
		取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱ネオシルク化粧品	群馬県藤岡市	50,000	化粧品販売	(所有) 直接 100%	当社製品の販売 資金の援助
		(営業取引以外の取引) 資金の貸付 貸付金利息※2		10,000 750	長期貸付金※1	90,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 株式会社ネオシルク化粧品への貸付金につき83,562千円の貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度の同社の財務状況を勘案し、前事業年度に計上していた貸倒引当金を洗替え、関係会社貸倒引当金繰入額を14,863千円計上しております。

※2 資金の貸付は市場金利を勘案し、双方協議の上、合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

当社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	福永健司	（被所有）間接 2.20%	㈱トランスジェニック代表取締役	（営業取引以外の取引） 社債利息※1 転換社債型新株予約権付社債の償還※2	549 200,000	—	—

（注） 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 社債は、市場金利を勘案した利率を合理的に勘案して決定しております。

※2 社債は償還期限を迎えたため2021年3月1日をもって償還いたしました。

関係会社

種類	会社等の名称又は氏名	住所	資本金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係
		取引の内容		取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関係会社	㈱AI Bio	東京都中央区	10,000	抗体医薬品及び診断薬候補の抗体作製	（所有）直接 49%	出資、役員の兼任
		（営業取引以外の取引）出資の引受※		9,800	—	—

（注） 取引条件及び取引条件の決定方針等

※ 韓国Abcontek, Inc. 社と共同での合弁会社を設立に伴い、出資を引き受けております。

（1株当たり情報に関する注記）

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 197円88銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 23円52銭 |

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（注） 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

株式会社免疫生物研究所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 英志 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 寶野 裕昭 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社免疫生物研究所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

株式会社免疫生物研究所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 英志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 寶野 裕昭 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社免疫生物研究所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月31日

株式会社免疫生物研究所 監査役会

常 勤 監 査 役 岡 住 貞 宏 ㊟

社 外 監 査 役 田 山 毅 ㊟

社 外 監 査 役 山 本 禎 良 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員7名が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、事業運営のスピード化や効率化推進のため1名減員し、6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	せいとう つとむ 清藤 勉 (1944年9月29日生)	1964年9月 国立がんセンター研究所病理学部技官 1975年4月 新潟大学医学部第1病理学教室技官 1978年9月 株式会社日本抗体研究所入社 1982年9月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2001年3月 株式会社ジーンテクノサイエンス設立 代表取締役 2009年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2009年8月 株式会社ネオシルク代表取締役 2011年6月 株式会社トランスジェニック社外取締役 (現任) 2013年7月 株式会社スカイライト・バイオテック 代表取締役会長(現任) 2021年2月 株式会社AI Bio代表取締役社長(現任)	1,123,700株
2	まえだ まさひろ 前田 雅弘 (1957年10月15日生)	1982年4月 株式会社ニチレイ入社 1986年4月 東海大学医学部移植学教室出向 1989年9月 米国ホワイトヘッド生物医学研究所出向 1994年4月 当社入社 2001年4月 当社研究開発部長 2001年6月 当社取締役研究開発部長 2013年10月 当社取締役診断・試薬事業部長兼研究 開発部長 2015年10月 株式会社スカイライト・バイオテック 取締役 2018年4月 株式会社スカイライト・バイオテック 取締役社長(現任) 2018年4月 当社取締役臨床検査事業部長兼グループ 製品渉外担当(現任)	14,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	なかがわ まさと 中川 正人 (1962年 8月 5日生)	1983年 4月 株式会社ウェッズ入社 2007年10月 当社入社 2008年 4月 当社財務経理部長 2008年 6月 当社取締役財務経理部長兼社長室長 2013年 7月 株式会社スカイライト・バイオテック取締役 2013年 7月 当社取締役事業統括推進本部長兼財務経理部長 2015年10月 株式会社スカイライト・バイオテック監査役(現任) 2018年 4月 当社取締役事業グループ管理本部長兼診断・試薬事業本部長(現任) 2019年 6月 株式会社CURED社外取締役(現任)	8,500株
4	おの でら しょうこ 小野 寺 昭子 (1961年 5月 15日生)	1985年 4月 当社入社 2001年 4月 当社総務・経理部長 2001年 6月 当社取締役総務・経理部長 2007年10月 当社取締役管理部長 2008年 6月 当社執行役員人事総務部長兼内部監査室長 2011年 6月 当社取締役人事総務部長兼内部監査室長(現任) 2013年 7月 株式会社スカイライト・バイオテック監査役 2013年11月 株式会社ネオシルク化粧品設立 代表取締役社長(現任)	50,000株
5	ふくなが けんじ 福永 健司 (1969年 8月 13日生)	1993年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1997年 6月 公認会計士登録 2006年 8月 福永公認会計士・税理士事務所開設代表 2009年 6月 株式会社トランスジェニック取締役 2010年 6月 同社代表取締役社長(現任) 2011年 6月 当社社外取締役(現任) 2013年 4月 株式会社新薬リサーチセンター代表取締役社長(現任) 2013年10月 株式会社ジェネティックラボ代表取締役社長(現任) 2017年11月 株式会社TGビジネスサービス代表取締役社長(現任) 2018年 3月 株式会社安評センター代表取締役社長(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	こじま いっけい 小嶋 一慶 (1983年1月2日生)	2010年12月 弁護士登録 2010年12月 たかさき法律事務所入所 2014年7月 ゆうあい総合法律事務所(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 取締役候補者のうち当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
福永健司氏は、株式会社トランスジェニック、株式会社ジェネティックラボ、株式会社新薬リサーチセンター、株式会社TGビジネスサービス及び株式会社安評センターの代表取締役社長を兼務しており、当社は株式会社トランスジェニックと包括的業務提携を行っております。また、同社及び株式会社ジェネティックラボは当社と取引関係があります。
小嶋一慶氏は、ゆうあい総合法律事務所に勤務しておりますが、当社は法律相談業務を同事務所に依頼しており、取引関係があります。
2. 福永健司氏は社外取締役候補者であります。社外取締役候補者として選任した理由は、株式会社トランスジェニックをはじめ5社の代表取締役を務めていることから経営面での知見を有しており、また公認会計士としての経験・識見が豊富であることから社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。社外取締役として期待する役割につきましては、経営的な目線から経営計画の策定等に関し取締役会等において発言いただくとともに計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって10年となります。
3. 小嶋一慶氏は社外取締役候補者であります。弁護士として企業の法令に関する相談等に関わることで企業経営一般的な視点を持ち、また、独立した立場からの指摘、提言等が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。社外取締役として期待する役割につきましては、高度かつ専門的な知識による視点から他社とのM&Aや提携、さらに労務管理における留意点及び戦略等について、法令視点の見解を踏まえた積極的な助言・監督を行うことで、取締役会の実効性向上に貢献いただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は現在、福永健司氏及び小嶋一慶氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありますEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに新宿監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が新宿監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現任会計監査人の監査在任期間が長期にわたっており、新たな視点での監査及び機動的な監査が期待できることに加え、当社グループの事業規模に見合った会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	新宿監査法人
所 在 地	東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル14F
沿 革	1952年 公認会計士田中嘉夫事務所創業 1974年 新宿監査法人として発足 1997年 新宿監査法人香港事務所開設

(注) 新宿監査法人が原案どおり選任された場合、当社と同監査法人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金25,000千円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

株主総会は、ビエント高崎602号室で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。

